

幼児用椅子 TRIPP TRAPP の著作物性が認められた一方で、その侵害関係が否定された事例 (TRIPP TRAPP II 事件)

【文 献 種 別】 判決／知的財産高等裁判所
【裁判年月日】 平成 27 年 4 月 14 日
【事 件 番 号】 平成 26 年（ネ）第 10063 号
【事 件 名】 著作権侵害行為差止等請求控訴事件
【裁 判 結 果】 控訴棄却（確定）
【参 照 法 令】 著作権法 2 条 2 項
【掲 載 誌】 判時 2267 号 91 頁

LEX/DB 文献番号 25447203

事実の概要

X₁（原告・控訴人）は、著名な椅子デザイナー（X₁の代表者）のデザインに係る幼児用椅子「TRIPP TRAPP」（X 製品）について、著作権を主張するノルウェー法人である。X₂（原告・控訴人）は、X 製品について、X₁の許諾に基づく独占の利用権を主張するノルウェー法人である。Y（被告、被控訴人）は、育児用品、家具等の販売等を行う日本法人であり、6 種の製品名からなる幼児用椅子（Y 製品）を製造、販売している。

X らは、Y に対し、Y 製品の形態がいずれも X 製品の形態的特徴に類似するゆえ、Y 製品を製造等する Y 行為は、X 製品に関する X₁の著作権および X₂の独占の利用権を侵害するなど主張して、Y 製品の製造、販売等の差止め、廃棄等を求めた。これに対し Y は、X 製品の著作物性を争い、同著作物性の有無が争点となった。

原審の東京地裁（東京地判平 26・4・17）は、X 製品のデザインは著作権法の保護を受ける著作物に該当しないとして、請求をいずれも棄却した。これに対して、X らは改めて X 製品の形態の著作物性を主張して控訴した。

判決の要旨

本判決は、X 製品の著作物性を認めたが（判旨第 1 点）、Y 製品の形態的特徴との相違点を理由に両者の類似関係を否定して（同第 2 点）、著作権侵害に関する X らの請求を排斥し、その他の論点も含め、控訴を棄却した。

1 X 製品の著作物性の有無**(1) X 製品と美術工芸品の位置づけ**

「X 製品は、幼児用椅子であることに鑑みると、その著作物性に関しては、……『絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物』（著作権法 10 条 1 項 4 号：筆者注）に該当するか否かが問題になるものと考えられる。」「この点に関し、……同法 10 条 1 項 4 号の規定内容に鑑みると、『美術工芸品』は、同号の掲げる『絵画、版画、彫刻』と同様に、主として鑑賞を目的とする工芸品を指すものと解される。」「しかしながら、X 製品は、幼児用椅子であるから、第一義的には、実用に供されることを目的とするものであり、したがって、『美術工芸品』に該当しないことは、明らかといえる。」

(2) X 製品の著作権保護の可能性

「いわゆる応用美術と呼ばれる、実用に供され、あるいは産業上の利用を目的とする表現物……が、『美術の著作物』に該当し得るかが問題となるところ、応用美術については、著作権法上、明文の規定が存在しない。」「しかしながら、……同法 2 条 2 項は、『美術の著作物』の例示規定にすぎず、例示に係る『美術工芸品』に該当しない応用美術であっても、同条 1 項 1 号所定の著作物性の要件を充たすものについては、『美術の著作物』として、同法上保護されるものと解すべきである。」

(3) 応用美術の保護基準

「著作物性の要件についてみると、……厳密な意味で独創性を有することまでは要しないものの、作成者の何らかの個性が発揮されたものでなければならぬ。」「応用美術は、装身具等実用品自体であるもの……など様々であり……、表現態様も多様であるから、応用美術に一律に適用すべ

きものとして、高い創作性の有無の判断基準を設定することは相当とはいえず、個別具体的に、作者の個性が発揮されているか否かを検討すべきである。」

(4) X製品の形態の著作物性

「Xら主張に係るX製品の形態的特徴は、『左右一対の部材A』の2本脚である点において、特徴的なものといえる。」「この点に関し、……『W』、『G』、『S u』、『S h a』及び『A p』、……『D』、……『P』、……『K』並びに……『T』は、いずれも2本脚の椅子であり、『左右一対の部材A』が『床面から斜めに立ち上がっている』構成を有している。」「『S h a』、『D』、『P』、『K』及び『T』は、いずれも『部材Aの内側』に形成された『床面と平行な』『複数』の『溝に沿って部材G（座面）及び部材F（足置き台）』の両方を『はめ込んで固定し』たものでないことは、明らかといえる。」「他方、『W』、『G』、『S u』及び『A p』は、『部材G（座面）』及び『部材F（足置き台）』については、Xら主張に係るX製品の形態的特徴と同様の特徴を備えているとみられる」が、『部材A』が『床面から斜めに立ち上がっている』客観的形態において、鋭角を形成しているX製品とは異なる……。」「以上によれば、Xら主張に係るX製品の形態的特徴は、〔1〕『左右一対の部材A』の2本脚であり、かつ、『部材Aの内側』に形成された『溝に沿って部材G（座面）及び部材F（足置き台）』の両方を『はめ込んで固定し』ている点、〔2〕『部材A』が、『部材B』前方の斜めに切断された端面でのみ結合されて直接床面に接している点及び両部材が約66度の鋭い角度を成している点において、作成者であるX₁代表者の個性が発揮されており、『創作的』な表現というべきである。」

2 Y製品による著作権侵害の成否

「X製品は、Xら主張に係るX製品の形態的特徴につき、〔1〕『左右一対の部材A』の2本脚であり、かつ、〔2〕『部材Aの内側』に形成された『溝に沿って部材G（座面）及び部材F（足置き台）』の両方を『はめ込んで固定し』ている点に著作物性が認められるところ、Y製品は、いずれも4本脚であるから、上記〔1〕の点に関して、X製品と相違することは明らかといえる。」「他方、Y製品は、……上記〔2〕の点に関しては、X製品と共通している。また、Y製品3、4及び6は、『部

材A』と『部材B』との結合態様において、X製品との類似性が認められる。」「しかしながら、脚部の本数に係る前記相違は、椅子の基本的構造に関わる大きな相違といえ、その余の点に係る共通点を凌駕するものというべきである。」「したがって、YによるY製品の製造、販売は、X₁の著作権及びX₂の独占的利用権のいずれも、侵害するものとはいえない。」

判例の解説

一 本判決の意義

応用美術すなわち実用品の形態の著作権保護の可能性をめぐる解釈では、著作権法2条2項を、そこに保護が明示された美術工芸品等に限定（限定説）せず、量産型の応用美術一般にも保護を認めた規定と解したうえで（例示説）、意匠権保護との調整の観点から、保護基準として、高度の美的創作性という、程度不問の一般的な創作性とは異なる基準を設ける考え方が、従来の裁判例の大勢を占めた¹⁾。原審の東京地裁の判旨もそれと同様であった。

これに対し、本件判旨は、応用美術に関する特殊な創作性基準の放棄を判示する（判旨第1点）。本判決は、TRIPP TRAPP 椅子の著作物性を認めながらその侵害関係を否定する点（判旨第2点）も含め、応用美術の著作権保護に関する解釈論のあり方を考えさせる事案として、注目される。

二 応用美術の著作物性に関する解釈論

1 「美術工芸品」と応用美術の関係

判旨は、その第1点(1)(2)を分ける論理にも明らかなどおり、2条2項の美術工芸品を応用美術とは異なる概念と捉える。しかし、このような理解は2条2項の立法趣旨との整合が困難である。確かに、2条2項の解釈をめぐっては、従来の大勢の裁判例²⁾のように、それを量産型の応用美術も含めた保護根拠規定と解すべきか、あるいは、立案担当者の見解³⁾のように、それを一品制作の美術工芸品に限定した保護根拠規定と解すべきかの間で、顕著な見解相違があり得た。しかし、いずれの見解も、美術工芸品を応用美術の一種として捉える点では違いはなかった。

判旨は、美術工芸品がいわゆる鑑賞目的で創作される絵画等の「美術の著作物」（10条1項4号）

と同列に保護される点を懸念し、美術工芸品と鑑賞用の創作目的を欠く応用美術との間に一線を引こうと考えたとも推測される。しかし、こうした考慮も説得的とはいえない。立法経緯⁴⁾に照らしても、展示権等の特殊な制度が用意される10条1項4号の「美術の著作物」と2条2項の美術工芸品との間に、保護対象としての同質性が検討された形跡はないからである⁵⁾。

2 2条2項の解釈

上記に述べたように、2条2項の解釈をめぐることは、一品制作の美術工芸品のほかに、量産型の応用美術一般に関して、その保護根拠規定と解すべきか(例示説)、あるいは解さざるべきか(限定説)の対立が認められた。2条2項の解釈論に明示的に取り組む従来の裁判例は、例示説の立場であった。本件判旨も、「同法2条2項は、『美術の著作物』の例示規定にすぎず」と述べて、この立場を明確に示すものである。

とはいえ、同条項の立法趣旨を冷静に読み解くならば、限定説の理解がむしろ説得的であると筆者は考えている⁶⁾。もっとも、その理解は厳格に一品制作の美術工芸品に2条2項の保護対象を限定するものではない。立法経緯においても、意匠法の保護対象になり得ない美術工芸品のみならず、意匠法の保護対象になり得る量産型の応用美術にあっても、ポスター⁷⁾、絵葉書⁸⁾、カレンダー等のグラフィック作品の応用美術には著作権保護を認めるのが2条2項の立法趣旨と解されるからである⁹⁾。

3 応用美術の保護基準

判旨は、量産型の応用美術の保護基準につき、従来の裁判例の大勢であった高度の美的創作性基準の放棄を判示した。もっとも、その理由づけは、「応用美術は……表現態様も多様であるから」と述べるのみで、明瞭ではない。しかし、意匠権保護対象となる応用美術と創作性の程度で段階的に棲み分けするという考え方は、ドイツの旧意匠法のように明確に創作法(著作権法)的な理解を可能とする意匠法が前提となって成立する発想であるから、そうした理論的前提を欠くわが国の意匠法・著作権法の法体系では、判旨の特殊基準の放棄の考え方は結論的には妥当とみるべきである¹⁰⁾。

とはいえ、特殊基準を設けないことが、判旨のように、量産型の応用美術に他の著作物類型と差別なく一般的に著作権保護を承認するとの結論に

直結させ得るかは、なお検討を要しよう。

詳論は別稿に譲るほかないが、応用美術に関する意匠権保護との調整規定である2条2項の趣旨¹¹⁾およびその解釈の帰結としての従来の裁判例の実質的な評価¹²⁾を踏まえるならば、わが国においては、量産型の応用美術一般に難なく著作権保護を認めることには消極的であったと解すべきだからである。このような理解に立てば、2条2項の類推を要する場合¹³⁾のほかは、基本的には、量産性を欠き意匠登録の可能性を有さない美術工芸品と、意匠保護が可能であっても著作権の重複保護が意匠法秩序に混乱をもたらさないと解されてきたグラフィック作品に限定して、通常の一般的な創作性基準によってその著作権保護の可能性を吟味すべきこととなる。

4 TRIPP TRAPPの形態的特徴と著作物性

判旨がその創作性を肯定したTRIPP TRAPPの形態的特徴とは、①2本脚、②座面・足置き台と脚部部材の固定方法、③脚部部材の結合の角度・態様の、3点にある。しかし、こうした、装飾的要素とも無縁な、椅子の脚部の本数(2本脚)、他部材との固定方法(はめ込み方法)、結合の角度(66度)や結合の方法・態様(部材Bとの端面結合による同Aの直接接地)は、いずれも、椅子の形態構成上の表現というよりも、そのアイデアと捉えられるべきものであろう。脚部の本数や結合の角度・態様が特定されれば、装飾的部分を捨象するかぎり、同様の本数・角度・態様で外観の異なる椅子の形態を示すことは、現実的に困難と考えられるからである。

また判旨が、これらの形態的特徴について、作成者の「個性が発揮されており、『創作的』な表現というべき」とした点にも、従来の著作権法の裁判例と比べ論理に違いがある。同じく実用品の創作性を吟味した「星座板」事件¹⁴⁾にみられるように、著作権法の発想に従えば、著作物を基礎づける創作性は、既存の形態との相違点のみでは足りず、当該「相違点」にさらに一定の個性の感得を要するものと解される。しかし判旨は、X製品の形態的特徴が既存椅子の形態と相違する点を認定しても、その相違点がいかなる意味で個性的であるかの吟味を欠いている。

むしろ、既存の形態との「相違点」のみで基礎づけられる創作性は、意匠法3条2項が求める創作非容易性という意匠法上の「創作性」と解す

べきであろう¹⁵⁾。本件判旨の基礎には、次項の侵害判断の特色と併せ、どちらかという意匠法の発想が垣間見られる。

三 X製品とY製品の類似関係の有無

判旨が、X製品とY製品の類似関係を否定するに至る筋道は、つぎのとおりである。X製品は2本脚であるのに対しY製品は4本脚であるから、この点においてX製品とY製品とは相違する。他方、Y製品には、座面・足置き台と脚部部材とのはめ込み固定の方法においてX製品との共通点があり、また脚部部材の結合態様においても共通するものがある。しかるに、前記の脚部の本数に関する相違は、「椅子の基本的構造」における「大きな相違」点であって「共通点を凌駕する」から、X製品とY製品とは類似関係を有さない。

創作保護法の観点からするならば、創作性ある形態的特徴の一部について共通性があるにもかかわらず、他の創作的部分の相違ゆえに、当該共通部分の類似関係さえ否定されてしまうことは、たとえば両者の軽重関係を考慮した権利効力の制約根拠が示されないかぎり、わかりやすい理屈とは言いがたい。むしろ、類否判断に際し、相違点の存在感を重視して共通点を度外視する考え方は、判断主体を、創作者ではなく物品購入者等の需要者に置く、意匠法24条2項の判断手法に馴染むものといえよう。

現に、意匠権侵害における類否判断では、「被告意匠は、……要部において……顕著な相違があり、その他の……共通点を考慮しても、……相違点が共通点を凌駕し、本件意匠とは美感を異にする……」¹⁶⁾といった判示がみられる。「要部」における「顕著な相違」点が「共通点を凌駕する」というこの判示内容は、「椅子の基本的構造」における「大きな相違」点が「共通点を凌駕する」と説く本件判旨と、実質的にその判断手法を同じくしている。

四 本件判旨の意図

判旨は、TRIPP TRAPPの著作権保護を認めながら侵害関係を否定し、結局、TRIPP TRAPPの著作権による排除効を認めなかった。結論のみに着目するならば、これは、TRIPP TRAPPの著作物性を否定した場合（原審東京地裁）と異ならない。そこで、本件判旨が、敢えて従来の裁判例の高度の

美的創作性基準を放棄した意図が問われる。

一つの理論的説明としては、ベルヌ条約2条7項の応用美術保護に関する相互主義に注目することも可能であろう。同条項によれば、たとえ応用美術の著作権保護を可能とする同盟国の間であっても、そこに著作権保護基準の相違があって応用美術の保護にアンバランスがある場合には、保護承認に厳格な同盟国の応用美術が、相互主義の帰結として、他の保護承認に寛容な同盟国の著作権保護を受けられない可能性があり得る¹⁷⁾。

本件判旨が、量産型の応用美術に関し特殊な創作性基準を放棄し保護のハードルを下げる旨を示したことは、上記のような相互主義の理解に立てば、わが国のデザインが、仏国や独国のような、応用美術に寛容な著作権制度を有する同盟国において、その相互主義の適用を回避するための一つの解釈的対応を示したものと評価することは可能である。

●—注

- 1) 半田正夫＝松田政行編『著作権法コンメンタール1〔第2版〕』（勁草書房、2015年）（2条2項）356頁〔本山雅弘〕。
- 2) 前掲書注1）（2条2項）356頁。
- 3) 加戸守行『著作権法逐条講義〔六訂新版〕』（著作権情報センター、2013年）68頁。
- 4) 文部省「著作権制度審議会答申説明書」（昭和41年7月）8～11頁。
- 5) 前掲書注1）（2条2項）348頁、同書（10条1項4号）567頁〔本山雅弘〕。
- 6) 前掲書注1）（2条2項）344頁。
- 7) 大阪地判昭60・3・29LEX/DB 文献番号27490917「商業広告」。
- 8) 東京地判平15・7・11LEX/DB 文献番号28082234「便箋絵柄」。
- 9) 前掲書注1）（2条2項）345頁、353頁。
- 10) 前掲書注1）（2条2項）361頁。
- 11) 前掲書注1）（2条2項）342頁。
- 12) 前掲書注1）（2条2項）357頁。
- 13) 前掲書注1）（2条2項）351頁、354頁。
- 14) 大阪地判平25・4・18LEX/DB 文献番号25445564。
- 15) 知財高判平27・7・9LEX/DB 文献番号25447351「パチ・スロ機数字表示部」は、パチンコ・スロットマシンの数字表示部に関し、数字表示形態における公知デザインとの相違それ自体が、すでに、意匠法の求める創作非容易性を基礎づける旨を判示する。
- 16) 大阪高判平22・5・14LEX/DB 文献番号25442296「長靴」。
- 17) Annete Kur, Eichmann/Kur, Designrecht, 2.Aufl., 2015, § 13, Rdnr.61.